

平成31年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	3. 民生費	大事業	3. 児童扶養手当支給事業
項	3. 児童福祉費	中事業	
目	2. 児童措置費	担当所属	児童青少年課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額
経常	単独	通常	0	0	466,068		平成28年度
							平成29年度
							平成30年度
							平成31年度
							平成32年度

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	200,039	
本年度当初査定額	200,039	600,199

財源内訳	国庫支出金	地方交付金	地方債	繰越金	繰入金	その他	一般財源
本年度当初要求額	0					200,039	△200,039
本年度当初査定額	200,039					0	400,160

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・児童扶養手当法に規定されている要件を満たしたひとり親家庭等に児童扶養手当を支給します。</p> <p>・手当額は、全部支給者には月額42,500円、一部支給者には月額42,490円～10,030円までのいずれかの手当額を支給します。2人以上の児童がいる受給者には、第2子については月額10,040円～5,020円、第3子以降については一人につき月額6,020円～3,010円が加算されます。</p>	<p>(事業の目的) ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。</p>	<p>(事業の効果) ・ひとり親家庭等の生活の安定が図られます。</p> <p>・児童の健全な育成が図られます。</p> <p>・子育ての経済的負担が軽減されます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) 特になし</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積についての特記事項) 児童扶養手当の支払期月が現行の年3回(4月、8月、12月)から毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の6回に変更となるため、支出額が増加しています。(H31.11支払分から変更。H31年度は4月、8月、11月、1月、3月の5回です)</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
08	25	25	0
09	4	4	0
11	52	52	0
20	600,118	492,000	108,118

款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額	
特定財源	15	01	01	02	03	00	児童扶養手当負担金	200,039	200,039	164,000	36,039
	差引一般財源							△200,039	400,160	△164,000	564,160